

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年11月20日

鳥取県知事 平井伸治

1 入札に付する事項

(1) 件名

日野川第一発電所など水力発電所3か所(以下「日野川第一発電所等」という。)の電力売却

(2) 仕様等

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 契約期間等

ア 契約期間 契約締結日から令和4年1月31日まで

イ 売却期間 令和3年4月1日から令和4年1月31日まで

(4) 対象発電所

ア 日野川第一発電所（鳥取県日野郡日野町大字福長字行岸詰大道下タ630番地）

イ 小鹿第一発電所（鳥取県東伯郡三朝町大字神倉字丹戸122番の3）

ウ 小鹿第二発電所（鳥取県東伯郡三朝町大字三朝字三谷口699番の1）

(5) 対象発電所ごとの売却期間

発電所	売却期間
日野川第一発電所	令和3年4月1日から令和4年1月31日まで(期間：10か月)
小鹿第一発電所	令和3年4月1日から令和3年10月31日まで(期間：7か月)
小鹿第二発電所	令和3年4月1日から令和3年8月31日まで(期間：5か月)

(6) 目標売却電力量（3発電所合計）

令和3年4月1日から令和4年1月31日まで 32,420,000 kWh

なお、売却電力量が目標売却電力量と比較して増減がある場合でも、全量を購入するものとする。

(7) 日野川第一発電所等の売却する電力には、令和2年4月発電分より非化石価値取引市場での取引対象とされた固定価格買取制度が適用されていない非化石電源の非化石価値等の付加価値を含むものとする。

ただし、非化石価値等の付加価値に関する法令の改正などにより必要が生じた場合は、県と買受人の双方で協議するものとする。

(8) 再整備工事着手に伴う発電停止について

日野川第一発電所等は、令和3年9月1日以降、順次、再整備工事の着手により発電停止することとなっており、売却期間は(5)のとおりである。

なお、当該売却期間が変更となる場合は、県と協議するものとし、原則として、当該売却期間の電力を全量購入するものとする。

2 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成30年鳥取県告示第519号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分がその他の委託等の

その他に登録され、かつ、その営業内容に電力供給又はそれに類する業務を含んでいる者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していない者又は当該業種区分に登録されていない者は、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和2年11月30日（月）正午までに3の（2）の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に3の（2）の場所に必ず連絡すること。

- （3）本件入札公告の日から開札日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- （4）本件入札公告の日から開札日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- （5）電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「電気事業法」という。）第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- （6）電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第31条に定める納付金を期限までに納付せず、さらに督促状により指定された期限までに納付しなかったため、同法第34条第4項に基づき、国からその事業者名を公表された者でないこと。
- （7）平成30年度又は令和元年度の期間において、電力供給実績が日野川第一発電所等の目標売却電力量の32,420,000kWh以上であること。
- （8）直近の事業年度の財務諸表において、債務超過となっておらず、累積欠損及び経常損失がないこと。

3 契約条項を示す場所等

- （1）契約条項を示す場所及び入札・契約の手続に関する問合せ先
〒680-8570 鳥取市東町一丁目271
鳥取県企業局経営企画課
電話番号（0857）26-7445
- （2）競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県総務部総合事務センター物品契約課
電話番号（0857）26-7431
- （3）入札説明書、仕様書及び一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の交付期間等
ア 交付期間
令和2年11月20日（金）から同年12月14日（月）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時（正午から午後1時までを除く。）までの間
イ 交付場所
3の（1）に同じ。なお、鳥取県ホームページ中の企業局所定の画面からダウンロードすることができる。
鳥取県企業局ホームページアドレス(<https://www.pref.tottori.lg.jp/294558.htm>)

- (4) 入札説明書、仕様書及び申請書の交付費用
無償

4 入札参加資格の審査

入札に参加を希望する者は、申請書及び添付資料（以下「申請書等」という。）を次のとおり提出し、一般競争入札参加資格（以下「参加資格」という。）の有無について審査を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し契約担当者から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(1) 提出期間

令和2年11月20日（金）から同年12月14日（月）までの日（日曜日、土曜日及び祝日法に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時（正午から午後1時までを除く。）までの間に提出すること。

(2) 提出場所

3の(1)に同じ

(3) 提出方法

申請書類は、持参又は郵送等により提出しなければならない。なお、郵送等の場合は、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）によることとし、提出期間内必着とすること。

(4) 添付資料

以下の書類を各一通、申請書に添付して提出すること。

ア 電気事業法第2条の2の規定による小売電気事業の登録を受けていることを証する書類

イ 2の(7)に該当することを証する発受電月報の写し（電気関係報告規則（昭和40年通商産業省令第54号）第2条に基づくもの）

ウ 財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書（付表を含む）。申請日直近の事業年度に関するもの）

エ 返信用封筒（第一種定形郵便物の封筒に住所及び名称又は商号を記入し、84円切手を貼付したもの）

(5) その他

申請書等を提出した者に対し、その記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

なお、申請書等の作成及び提出に要する経費は、提出者の負担とし、提出された申請書等は返却しない。

5 参加資格の審査結果の通知

資格審査の結果は、4の(1)の提出期間内に提出した申請者に対して、参加資格の確認結果通知書を令和2年12月21日（月）までに郵便により送付する。

6 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、5による資格審査の結果を通知した日から、一般競争入札の落札決定の日までとする。

7 参加資格の取消し

参加資格を有する者が2に規定する資格要件を満たさないことが明らかとなったときは、その資格を取消す。

8 入札手続等

(1) 入札の日時及び場所等

ア 日 時 令和3年1月12日（火）午後2時40分

イ 場 所 鳥取市東町一丁目271

鳥取県庁第36会議室（第二庁舎6階）

ウ その他 郵送等による場合の入札書の受領期限、提出先等

（ア）受領期限 令和3年1月8日（金）午後5時

（イ）提出先 3の（1）に同じ。

（ウ）その他 郵送等による場合の入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

(2) 入札方法

入札書を別紙様式により作成し、持参又は郵送等によることとし、これ以外の方法による入札は認めない。

なお、郵送等については、4の（3）によるものとする。

(3) 入札書に記載する金額

ア 落札決定に当たっては、入札金額（10か月分の電力量料金の総額）に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、仕様書に定めるところにより見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、本件は単価契約によるものであり、落札金額が契約金額とはならないので注意すること。

イ 入札金額は電力量料金単価（1kWh当たりの単価、消費税及び地方消費税抜きの金額）に1（5）のアからウに定める目標売却電力量の合計32,420,000kWhを乗じて算定し、算定に用いた電力量料金単価を入札書に記入すること。

(4) 開札に立ち会う者

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度入札に参加することができない。

ア 公告に示した入札参加資格のない者のした入札

イ 入札開始時刻までに入札場所に参集しなかった者のした入札（郵送等の場合を除く。）

ウ 委任状を持参しない代理人による入札

エ 他の入札者の代理人を兼ねた者若しくは2人以上の代理をした者のした入札

オ 記名押印のない入札書による入札

カ 金額数字の不鮮明な入札

キ 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者のした入札

ク 入札関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札

ケ 政令、鳥取県企業局財務規程（昭和38年鳥取県企業管理規程第8号。以下「財務規程」

という。)、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)
及び本件公告その他入札に関する条件に違反した入札

(6) 落札者の決定方法等

財務規程第65条の5の規定によりその例によることとされる会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。(別添契約書案により作成する。なお、仕様書は契約書の一部となる。)

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として、落札金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第65条の4に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、財務規程第65条の5の規定によりその例によることとされる会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

10 その他

(1) この入札の実施については、1から9までに定めるもののほか、財務規程及び会計規則の定めるところによる。

(2) この入札の実施結果(入札参加者名、入札金額及び電力量料金単価)は、鳥取県ホームページにおいて公表する。

(3) 詳細は、入札説明書による。